

【引き上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について】

平成26年4月1日より消費税（国・地方）が5%から8%に、令和元年10月1日より10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和元年度大船渡市一般会計決算における引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源分）に係る使途は、下記のとおりとなります。

記

- | | |
|-------------------------|-------------|
| 1 地方消費税交付金（社会保障財源分） | 265,336千円 |
| 2 上記1が充てられる社会保障施策に要する経費 | 2,501,204千円 |

（単位：千円）

	事業名	決算額	特定財源	一般財源	
				地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	障害者福祉費 (自立支援給付事業)	989,444	741,012	45,270	203,162
	老人福祉費 (老人保護措置事業)	103,556	17,384	15,703	70,469
	児童福祉費 (子ども医療費助成事業)	67,376	15,901	9,380	42,095
	母子福祉費 (寡婦・寡夫医療費助成事業)	9,225	0	1,681	7,544
社会保険	介護保険事業	639,528	13,840	114,014	511,674
	国民健康保険事業	348,061	155,547	35,080	157,434
	後期高齢者医療事業	120,866	92,186	5,226	23,454
保健衛生	保健衛生費 (健康増進事業:各種がん検診)	40,702	9,224	5,736	25,742
	予防費 (感染症予防事業)	85,778	0	15,631	70,147
	診療所費 (診療施設勘定繰出金)	96,668	0	17,615	79,053
合 計		2,501,204	1,045,094	265,336	1,190,774